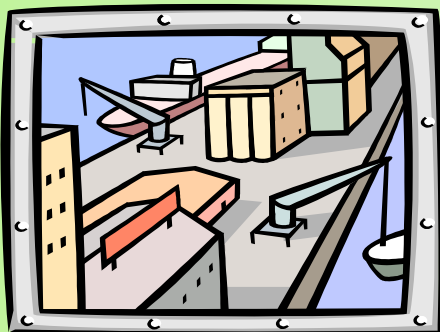


# 貿易円滑化補助事業(輸出品放射線量検査事業)の実施について

事業期間はいつまでですか？

補助事業実施検査機関は？



▶本事業につきましては、各検査機関において交付された予算額が無くなった時点で、当該検査機関における補助は終了いたします。詳しくはそれぞれの検査機関にお問い合わせください。

以下の12の機関で検査申込ができます。

- ・一般財団法人新日本検定協会 03-3449-2611 <http://www.shinken.or.jp/>
- ・一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター 011-824-1348 <http://www.douyakken.or.jp/>
- ・一般社団法人全日検 03-5765-2125 <http://www.ancc.or.jp>
- ・一般社団法人日本海事検定協会 03-3454-5721 <http://www.nkkk.or.jp/>
- ・一般社団法人日本貨物検数協会 03-3543-3218 <http://www.ictc.or.jp/>
- ・株式会社ユニチカ環境技術センター 0774-25-2053 <http://www.unitika.co.jp/kangi/>
- ・財団法人食品環境検査協会 03-3535-4351 <http://www.jiafe.or.jp/>
- ・財団法人日本食品分析センター 03-3469-7131 <http://www.jfrl.or.jp/>
- ・財団法人日本乳業技術協会 03-3264-1921 <http://www.jdta.or.jp/>
- ・財団法人日本冷凍食品検査協会 03-3438-1414 <http://www.jffic.or.jp/>
- ・社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター 017-762-3620 <http://www.aoyaku.or.jp/eisei/>
- ・住重試験検査株式会社 075-323-6353 <http://www.shiei.co.jp/>

※検査機関が従前から一部変更になっていますので、ご注意ください。

本事業の対象となる品目は何ですか？

- 輸出する貨物であれば品目は問いません。
- 検査実施機関によっては、検査できない品目もあります。詳しくは、検査実施機関にお問い合わせください。

輸出品であれば、どんな貨物でも対象となるのですか？

本補助事業の目的は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け我が国から輸出される貨物について外国政府や海外取引者から放射線量検査の実施や証明書の添付を要求される事例が発生していることに鑑み、政府による風評被害対策の一環として実施するものです。

従いまして、通常の輸出取引において、放射線量検査を求められている輸出貨物については、本補助事業の対象とはなりません。

検査料金は一律ですか？

検査料金は、検査実施機関によって異なります。また、検体量及び検査方法によっても異なると思われるので、詳細については、検査実施機関にお問い合わせください。

また、遠隔地で検査を行う場合は、検査員の出張経費がかかる場合があります。

検査料補助とのことですが、補助の対象となる経費はどのようなものがありますか？

あくまでも検査料のみの一部補助となります。たとえば、中小企業の場合は検査料の9/10、中小企業以外は検査料の1/2が国の補助により減額されます。

なお、検査料以外の検査に必要な経費(出張旅費、消費税等)は、補助対象外となります。

上限額が10万円となっていますが？また、10万円を越えた場合はどうなるのですか？

放射線量検査申込／1回あたりの減額される金額の上限です。10万円を越えた場合には、その越えた検査料及び検査に係る費用については、全額申込者の負担となります。

検査申込みにあたって必要書類は？

検査申込書は検査実施機関によって異なりますので、各検査実施機関にお問い合わせください。

本補助事業は、輸出品の放射線量の検査であることから、輸出契約等(または、これに準ずる書類)の書類の提出が必要です。

また、中小企業と中小企業以外では、検査料補助の割合が異なりますので、中小企業の区分で検査を申し込む場合は、上記の書類に加え、労働申告書の写し(全事業所分)または登記簿謄本(履歴事項全部証明書(直近3か月以内に発行されたものに限る。))が必要となります。

輸出が取り止めになり輸出したことを証する書類の提出ができなくなりました。この場合はどうなりますか？

何らかの理由により輸出の取り止めになったり、あるいは貨物を輸出したことが確認できる書類の提出ができない場合は補助事業の対象となりませんので、検査料及び検査に係る費用については、検査申込者の全額負担となります。

過去に輸出のために今回指定された検査実施機関で検査を受けました。この場合は、補助事業の対象となりますか？

補助事業開始日(各検査機関が発表する事業開始日)以降に検査申込を行ったものが対象となります。本補助事業においては、遡及適用は認められません。